

平成27年10月から通知開始！

「マイナンバー制度」の影響と対策

(会社運営・実務はどう変わる？)

主催 西条商工会議所

2015. 7. 10

1. はじめに

- ◆ はじめに

1

2. マイナンバー制度導入の目的とその概要

- (1) 導入の目的は 2
- (2) 対象となる分野は（利用範囲） 3
- (3) 番号制度のしくみ 4, 5
- (4) 本人確認の方法 6
- (5) 番号の通知時期 7

3. マイナンバー制度と個人情報保護

- (1) 番号の法的性質 8
- (2) 個人番号利用事務と個人番号関係事務 9, 10
- (3) 特定個人情報保護評価とは 11, 12
- (4) 番号法の罰則規定 13

4. 会社の実務に与える影響は

- (1) 従業員への対応で注意すべき点 14, 15, 16, 17, 18
- (2) 顧客・取引先との対応で注意すべき点 19, 20
- (3) 会社はどんな準備をすればよいか 21, 22, 23
- (4) ITシステムへの対応はどうするのか 24, 25

* 番号制度に係る様式関係情報提供スケジュール

26

1. はじめに

□ はじめに

- ◆ 平成 25 年 5 月 24 日に成立した、
「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」
に基づく
「社会保障と税の共通番号制度」
が、いよいよ平成 28 年 1 月より施行されます。
- ・ そして、本年、平成 27 年 10 月から、すべての国民と民間企業に番号が通知
されます。いわば「マイナンバー元年」です。

・ これですらようやく我が国も先進諸国ですでに採用されている I T を活用した公正
で効率的な行政サービスへの第一歩を踏み出そうとしているところです。
- ※ ◆ このマイナンバー制度とは、複数の機関に存在する個人の情報が同一人物の
情報であることを確認するためのものです。

◆ この制度は、行政運営の効率化・国民の利便性の向上を図り、社会保障と税の
給付と負担の適切な関係を維持することが目的とされています。
- そして、税務署等に提出される申告書・法定調書等の税務関係書類に個人番号
(マイナンバー)、法人番号を記載することが求められ、すべての会社に関わっ
てくる制度です。
万が一、会社から個人番号が漏えいすると、信用失墜などにもつながりかねま
せん。

ポイントとしては

- (1) 平成 28 年以降、規模の大小に関わらず、全ての事業者は税や社会保障の
手続きでマイナンバー制度に対応することが義務付けられる。
 - (2) したがって事業者は、全ての従業員とその家族のマイナンバーの情報を自ら
の努力によって収集・管理しなければならない。
 - (3) マイナンバーの管理には様々な厳しい規則に従う必要があり、その対応を疎
かにした場合、事業者は罰則の対象になる可能性がある。
- ※ つまり、事業者は全て、これから平成 28 年 1 月まで、という非常に短い期間の
中でマイナンバー制度への対応を行わなければならない、その対応次第では大きな
リスクに直面することになる、と言えます。

2. マイナンバー制度導入の目的とその概要

(1) 導入の目的は

□ マイナンバー制度の正式名称は「社会保障・税番号制度」であり、平成25年5月24日成立、公布された番号関連4法に基づいて導入される制度です。

◆ このように番号法は、個人番号・法人番号を活用するとともに、それらの保護を図るための措置を講じるための法律です。

□ このマイナンバー制度は

➔ 社会保障と税以外の分野での利活用もすでに検討されている。

◆ 戸籍、旅券、更には自動車登録など生活に密接に関係する各種分野及び医療分野

いずれにしましても、今後、マイナンバー制度は水道や通信などと同じ「社会インフラ」として利用拡大されていくと期待されている。

社会保障・税番号制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

(出典) 内閣官房社会保障改革担当室「番号制度の概要」

(2) 対象となる分野は（利用範囲）

- 番号法で定める個人番号の利用範囲は、具体的には番号法9条別表第一において、社会保障・税・災害対策に限定され、次のように定められています。

1 社会保障分野

1 年金分野

年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。

- 国民年金法，厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務
- 国家公務員共済組合法，地方公務員等共済組合法，私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務
- 確定給付企業年金法，確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
- 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務等

2 労働分野

雇用保険等の資格取得・確認，給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。

- 雇用保険法による失業等給付の支給，雇用安定事業，能力開発事業の実施に関する事務
- 労働者災害補償保険法による保険給付の支給，社会復帰促進等事業の実施に関する事務等

3 福祉・医療・その他分野

医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続，福祉分野の給付，生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。

- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け，母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務
- 障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務
- 特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務
- 生活保護法による保護の決定，実施に関する事務
- 介護保険法による保険給付の支給，保険料の徴収に関する事務
- 健康保険法，船員保険法，国民健康保険法，高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給，保険料の徴収に関する事務
- 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
- 公営住宅法による公営住宅，改良住宅の管理に関する事務等

2 税 分 野

国民が税務当局に提出する確定申告書，届出書，調書等に記載。当局の内部事務等に利用。

3 災害対策分野

被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。

* * *

上記の他，社会保障，地方税，防災に関する事務その他これらに類する事務であって，地方公共団体が条例で定める事務に利用することを認めている。

(3) 番号制度のしくみ

- マイナンバー制度では、個人及び法人に付番されることとなり、それぞれ個人番号と法人番号と呼ばれる。
そして、個人番号を一般的に「マイナンバー」と呼んでいる。

	個人番号	法人番号
桁数	12 桁	13 桁
番号の通知元	市町村長	国税庁長官
付番の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票コードが住民票に記載されている日本の国籍を有する者 ・ 中長期在留者、特別永住者等の外国人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の機関及び地方公共団体 ・ 設立登記をした法人 ・ 人格のない社団等で一定の要件に該当し国税庁長官に届け出たもの、等
番号の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漏洩等の恐れがあると認められた時は、新しい番号を付番 	変更できない
利用に関する制約	<ul style="list-style-type: none"> ・ プライバシー保護の観点から、目的外利用等に関して厳格な制約 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、自由に利用できる
配布開始時期(予定)	2015 年 10 月	2015 年 10 月

(出所) 内閣官房資料より野村総合研究所 (NRI) 作成

□ 番号と関連付けられる情報

◆ 個人番号の付番の概要

- ➔ 市町村長は、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに個人番号を指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

※ 番号制度の番号の特徴

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 悉皆性^{しつぱい}…………… 住民票を有する全員に付番 2. 唯一無二性…………… 1人1番号で重複のないように付番し、再使用はしない 3. 視認性…………… 「民一民一官」の関係で流通させて利用可能な視認性(見える番号) 4. 個人番号は基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている。 |
|--|

なお、個人番号の所管は総務省であり、市町村の事務は法定受託事務となる。

□ 個人番号の通知

- ◆ 個人番号の通知は住民登録をしている市町村から「通知カード」が各世帯ごとに送付されます。
法人番号については国税庁からの書面によって法人に通知されます。

□ 番号の変更

- ◆ 個人番号は原則として生涯一つの番号であるが
 - ➔ 市町村長は、個人番号が漏えいして不正に使用される恐れがあるときは、本人からの請求または職権により個人番号を変更することができます。

□ 住民票への個人番号の記載

- ◆ 住民票の写しや住民票記載事項証明書を取得する際に、本人が希望すれば個人番号が記載されたものが交付されます。


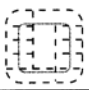
□ 個人番号の利用場面

- ◆ 個人番号の主な利用場面は以下の2つです。
 - ① 事業主は、雇用保険、健康保険、年金などの手続きの際に提出する書類に、従業員等の個人番号を記載します。
 - ② 事業主は、税務署に提出する法定調書に、従業員や株主、取引先などの個人番号や法人番号を記載します。

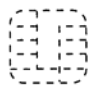

「個人番号カード」

平成27年10月から「通知カード」が世帯ごとに郵送され、平成28年1月から希望者には顔写真入りでICチップが内蔵された「個人番号カード」が交付されます。

(表面)

氏名	番号	花子	個人番号 カード
住所	△△県○○市□□□町1-1-1		
生年月日	平成○年□月△日	性別	女
	20XX年X月X日まで有効		
	セキュリティコード 1234		
	サインパネル領域		

(裏面)

	個人番号	1234 5678 9012
	氏名	番号 花子
	生年月日	平成○年□月△日
	●XXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXX ●XXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXX	×××
	連絡先:	XXXXXXXXXXXXXXXXXX

個人番号カードの券面には、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、有効期限等が記載され、公的な身分証明書として利用できるほか、さまざまな場面でサービスが検討されています。

個人番号カードへの移行に伴い、現在の「住民基本台帳カード（住基カード）」は廃止され、その発行期限は平成27年12月までとなります。また有効期限が平成28年1月以降の「住基カード」は、有効期限まで使用できます。

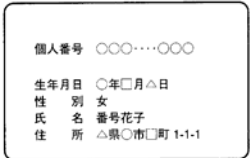
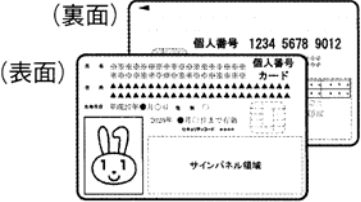
(4) 本人確認の方法

□ 個人が個人番号カード等によって、自分が自分であることを証明すること。

→ つまり、個人番号カード等によって、個人が自分の個人番号の真実性を証明するため、個人には個人番号カード等が交付され、個人番号カードには、ICカードの券面とICチップに個人番号と基本4情報及び顔写真を記載する。

□ 通知カードと個人番号カードの違い

具体的な通知カードと個人番号カードの違いは下表のとおりです。

	通知カード	個人番号カード
様式	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号と基本4情報を券面に記載。 顔写真なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本4情報と顔写真を表面に記載。 個人番号は裏面に記載。 個人番号と基本4情報をICチップに記録する。 
作成・交付	<ul style="list-style-type: none"> 付番対象者に、平成27年10月から12月の間に郵送で交付。 手数料なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年1月以降、希望者に交付。 市町村が作成し、窓口で本人確認を行った上で交付する。 手数料は無料の方向で検討。
有効期限等	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カードを受けるまでの間。 個人番号カードを受けるときに返納する。 引越等により記載内容に変更があった場合は、市町村に転入届を出すときに同時に提出して、記載内容を変更してもらう。 	<ul style="list-style-type: none"> 発行時の年齢が20歳以上の場合は10年間、20歳未満の場合は5年間。 引越等による記載内容の変更は同左。
用途・利便性	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関等の窓口等で個人番号の提供を求められた際に、他の本人確認書類とともに利用可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 身分証明書としての利用。 個人番号を確認する場面での利用（就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等）。 市町村、行政機関などによる付加サービスの利用。 電子証明による民間部門を含めた電子申請・取引などにおける利用。
本人確認の方法（対面）	通知カードに加えて下記のいずれかを確認する。 ①運転免許証、パスポート、在留カードなど。 ②官公署から発行された書類等で、写真の表示があり、氏名と生年月日または住所が記載されているもの。	個人番号カードのみ。

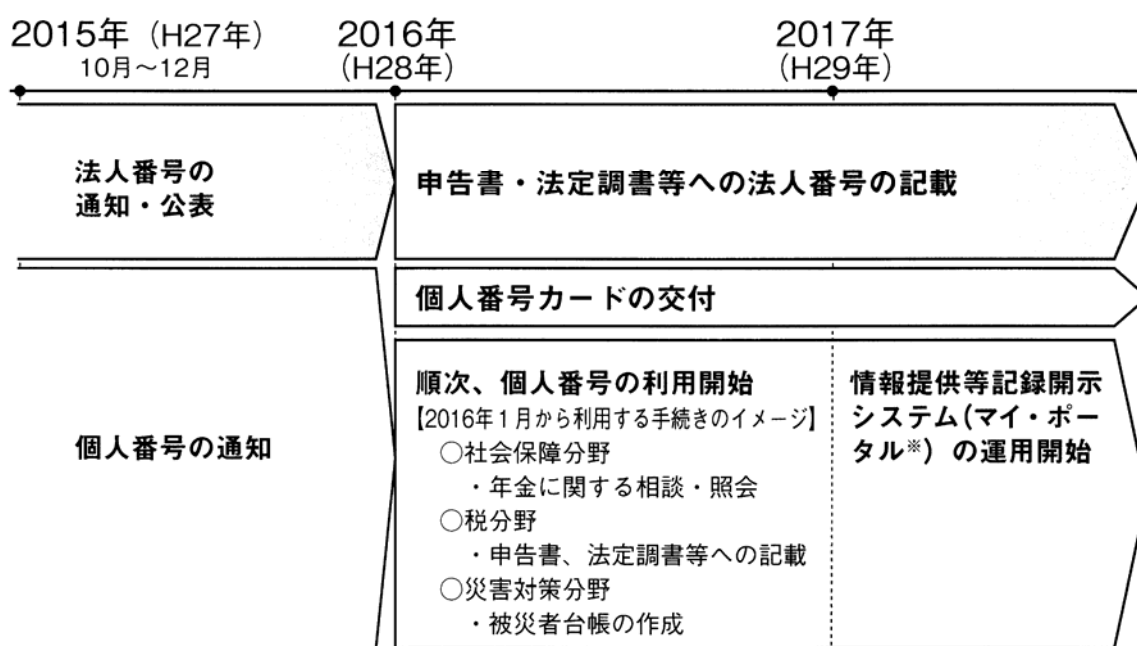
※個人番号カードは従来の住民基本台帳カードの後継カードとしての位置づけもあり、個人番号カードが発行された場合は、従前発行されていたその人の住基カードは無効になります。

(5) 番号の通知時期

□ 番号制度導入までのスケジュールとしては、まず各個人に、平成 27 年 10 月から 12 月の間で、個人番号と基本 4 情報（氏名、住所、性別、生年月日）が記載された「通知カード」（前ページ参照）が郵送されます。

◆ 平成 28 年 1 月以降については、申請すれば、個人情報と基本 4 情報が IC チップに記録された顔写真付きの「個人番号カード」（前ページ参照）が交付されます（希望者のみ）。

□ 番号制度の導入前後のスケジュール



※ マイ・ポータル（「情報提供等記録開示システム」について）

➔ 自宅のパソコン等を利用して自らの個人情報を確認することができる仕組みをいう。法律施行後 1 年を目途として設置することとしている。

次の各機能が予定されています。

- ① 自分の特定個人情報を、いつ、だれが、なぜ情報提供したのかを確認する機能
……「情報提供記録表示」
- ② 行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能
……「自己情報表示」
- ③ 1 人 1 人に合った行政機関からのお知らせを表示する機能
……「プッシュ型サービス」
- ④ 行政機関などへの手続を一度で済ませる機能
……「ワンストップサービス」

3. マイナンバー制度と個人情報保護

(1) 番号の法的性質

□ マイナンバーのような番号は、それ自体は数字もしくはアルファベットなどの文字又はそれらの組み合わせ等による符丁や一種の記号である。
そもそも、なぜこうした番号を法的な規律の対象としなければならないのか、ということである。

→ 要するに、立法政策において規制の必要性を検討すべき番号は、悉皆性と唯一無二性（ページ4参照）の精度が高い番号であって、その利用期間が長期に及び、かつその利用範囲が広範（複数分野）に及ぶものということがいえる。

- | |
|------------------------|
| ① 番号の量 : 対象者数（母集団の大きさ） |
| ② 番号の性質 : 悉皆性と唯一無二性の程度 |
| ③ 番号の利用期間の長期性（属性情報の量） |
| ④ 番号の利用範囲の広範性（属性情報の種類） |

（出典；税理・2015.1）

※ このマイナンバーのように、国民一人ひとりの情報が生涯を通じて「タテ」につながり、基本的に生涯にわたって社会保障や税に関わるさまざまな属性情報がそこをキーに蓄積されていくような場合は、本人のプライバシー権への脅威がきわめて大きくなる、ということができる。

□ 加えて、このマイナンバー制度の場合は、

- ◆ 法律で強制的に付番され、
- ◆ 離脱することはできず、
- ◆ 本人の要望により番号を変更する こともできない。

→ このようにマイナンバーは、プライバシーの権利など個人の権利・利益にきわめて重大な影響を及ぼすことは明らかであり、当然に法律上の根拠を要するといわなければならない。

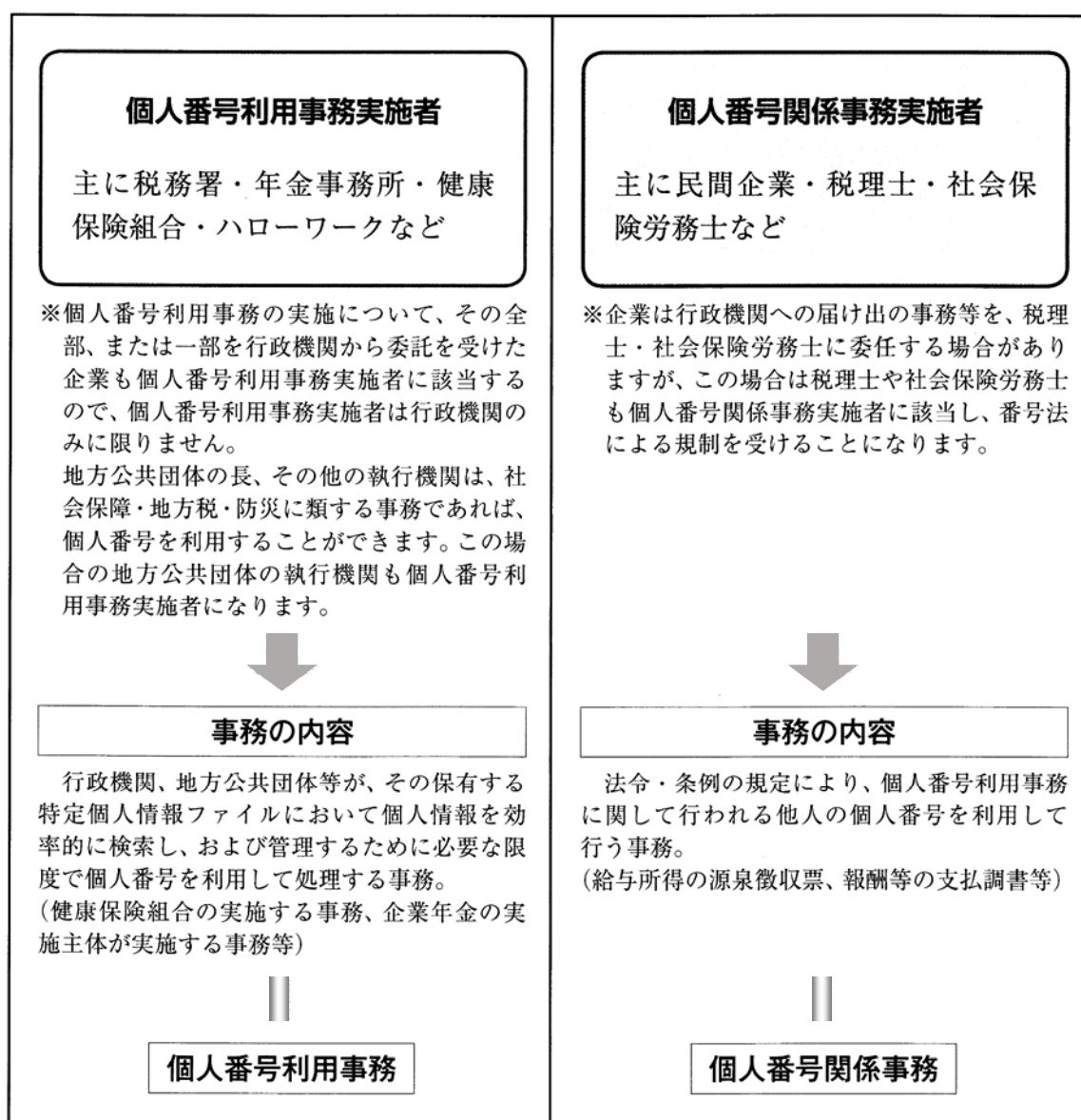
(2) 個人番号利用事務と個人番号関係事務

□ 個人番号を含む特定個人情報とは、どのような人たちに利用されるのか、ということであり

➔ 個人番号を扱うことのできるのは、個人番号利用事務実施者（主に行政機関）と個人番号関係事務実施者（主に民間企業）です。

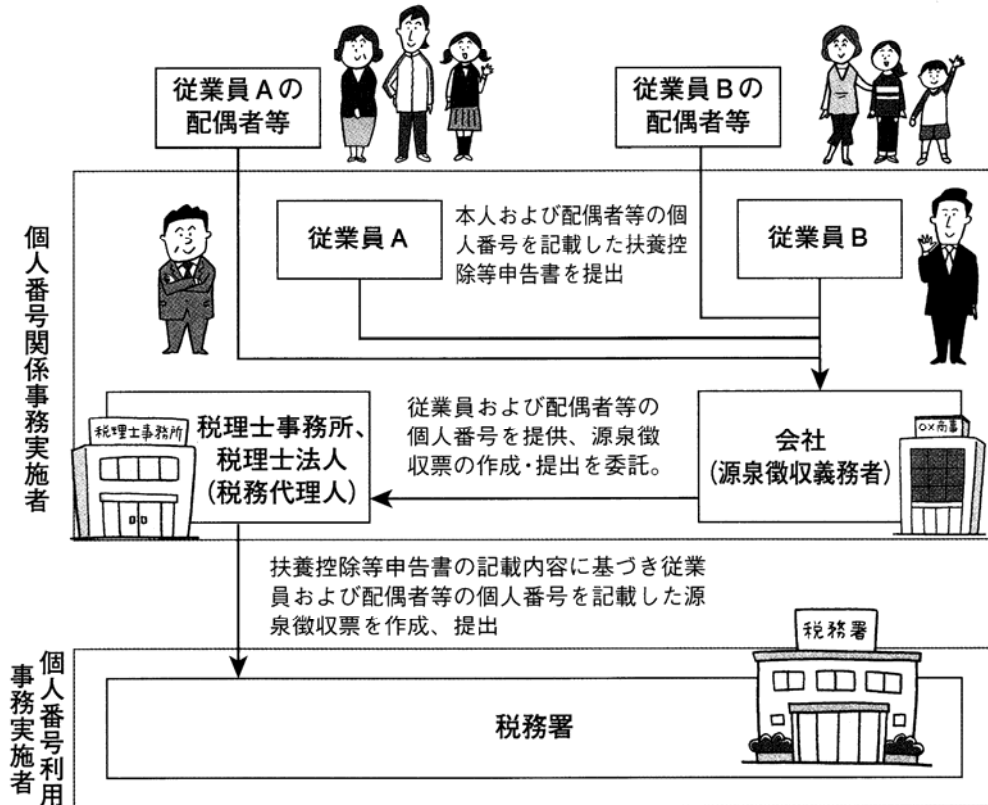
① 個人番号利用事務実施者と個人番号関係事務実施者

個人番号利用事務実施者は、自らの業務で個人番号を利用します。個人番号関係事務実施者は、自らの業務で個人番号を利用するわけではありませんが、行政機関が個人番号を業務利用する際に補助的に扱います。個人番号利用事務実施者と個人番号関係事務実施者の違いは、下記のとおりです。



② 特定個人情報個人番号利用事務実施者に届くまでの流れ

特定個人情報が従業員から会社、税理士事務所、税務署に流れる一例は下記のとおりです。



③ 個人番号利用事務とその関係事務実施者の具体例

個人番号利用事務とその関係事務実施者の具体例は下表のとおりです。

個人番号利用事務実施者	個人番号利用事務	個人番号関係事務実施者と個人番号関係事務
厚生労働大臣 (ハローワーク)	雇用保険法による雇用保険事務 (例) 被保険者資格取得届の受理・審査等	適用事業所の事業主 従業員の個人番号を記載した雇用保険被保険者資格取得届を作成し、ハローワークに提出
厚生労働大臣 (日本年金機構)	健康保険法による健康保険の事務 (例) 全国健康保険協会所管の健康保険の被保険者資格取得届の受理・審査	適用事業所の事業主 従業員の個人番号を記載した健康保険被保険者資格取得届を作成し、年金機構に提出
	厚生年金保険法による保険給付や保険料徴収事務 (例) 被保険者資格取得届の受理・審査、年金支給事務	適用事業所の事業主 従業員の個人番号を記載した厚生年金保険被保険者資格取得届を作成し、年金機構に提出
健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給等の事務 (例) 健康保険組合所管の健康保険の被保険者資格取得届の受理・審査事務等	適用事業所の事業主 従業員の個人番号を記載した健康保険被保険者資格取得届を作成し、健康保険組合に提出
国税庁長官	国税に関する法律による国税の納付義務の確定、国税の賦課または徴収等に関する事務 (例) 申告書の受理等	税務申告書等を提出する義務のある企業等 所得税等の申告書の提出、法定調書の提出

(3) 特定個人情報保護評価とは

□ 個人情報には、所得や保険、年金等の重要な情報が含まれているわけですが、そのようなプライバシー情報はどのように守られるのか、ということです。

→ 原則として個人情報保護法によって守られます。

- ◆ さらに、特定個人情報といわれる個人番号を含む個人情報は、番号によって名寄せなどが行われるリスクがあることから、個人情報保護法よりも厳しい保護措置を番号法で上乗せしています。

番号法の制度面の保護措置

- ①番号法の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- ②特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第50条～52条）
- ③特定個人情報保護評価（PIA）（番号法第26条、第27条）
- ④罰則の強化（番号法第67条～第77条）
- ⑤マイ・ポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第5項）

□ 個人情報と個人情報ファイルの関係

→ 個人情報

- ◆ 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法で規定している個人情報とは
 1. 特定の個人を識別することができる情報 で
 2. 生存する個人に関する情報とされています。
- ◆ 個人情報保護法では、容易に照合することのできる情報で特定の個人に係る情報を個人情報としています。

→ 個人情報ファイル

- ◆ 個人情報ファイルについては、個人情報保護法に次のように定義されています。

①電子計算機用ファイル

ア) 特定の個人情報を、イ) 電子計算機を用いて検索することができるように、ウ) 体系的に構成した、エ) 個人情報を含む情報の集合物。

②マニュアル処理用ファイル

ア) これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより、イ) 特定の個人情報を容易に検索することができるように、ウ) 体系的に構成した情報の集合物であって目次・索引その他検索を容易にするためのものを有するもの。

□ 特定個人情報と特定個人情報ファイルの関係

→ 個人情報保護法等への依拠

- ◆ 番号制度はすべての民間企業、行政機関、地方公共団体、全国民に関係する制度であるため、番号法では、個人情報の定義等を一般法である個人情報保護法等に依拠して、定めています。（番号法第2条3項、4項）

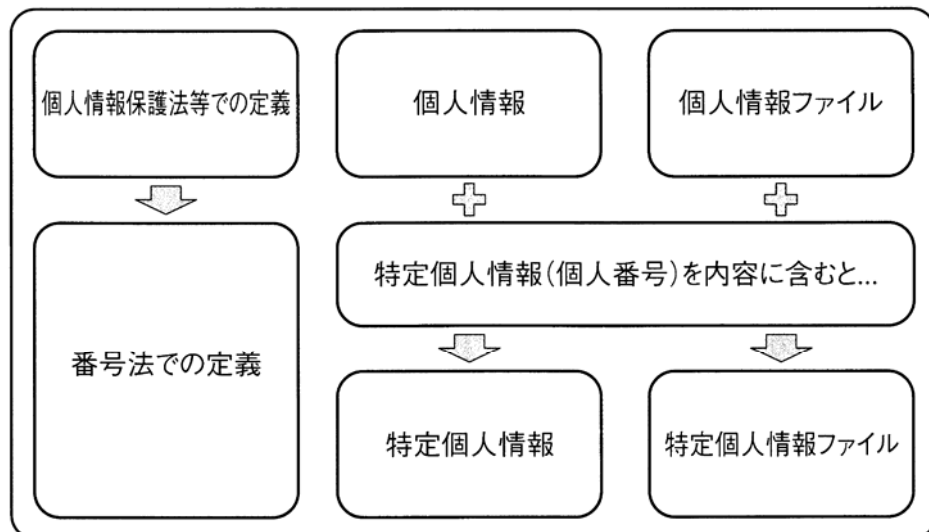
→ 特定個人情報

- ◆ ・ 特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報です。
したがって、個人番号単体でも特定個人情報に該当します。
- ・ また、個人番号そのものではないが、個人番号に対応した、一定の記号・符号で表されたものも広義の個人番号として特定個人情報に含まれます。

→ 特定個人情報ファイル

- ◆ ・ 特定個人情報ファイルは個人情報ファイルのうち、個人番号を含むものを指すため、当然に個人情報ファイルにも該当します。
- ・ また、個人情報ファイルは一定の検索性を有する情報の集合体なので、定義としては個人情報より個人情報ファイルのほうが狭い概念です。

特定個人情報・特定個人情報ファイル



- このように、国の行政機関等が特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ特定個人情報保護評価を行うこととされています。

- したがって、事業者は、法律の規定により個人番号関係事務実施者の立場で人事、給与、福利厚生等に関する特定個人情報ファイルを取り扱う限りでは、特定個人情報保護評価を行う義務はないとされています。

(4) 番号法の罰則規定

□ 番号法に違反した場合の罰則規定は次のとおりです。

主体	目的物	行為	刑罰	併科	国外犯	両罰規定
(67条) 個人番号利用事務等に従事する者・従事していた者	業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル(複製・加工をしたものを含む)	正当な理由がないのに提供した	4年以下の懲役・200万円以下の罰金	有	適用	適用
(68条) 個人番号利用事務等に従事する者・従事していた者	業務に関して知り得た個人番号	自己・第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した	3年以下の懲役・150万円以下の罰金	有	適用	適用
(69条) 情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者・従事していた者	業務に関して知り得た当該事務に関する秘密	漏らし、又は盗用した	3年以下の懲役・150万円以下の罰金	有	適用	不適用
(70条) 行為者	個人番号	人に暴行を加える等、個人番号を保有する者の管理を害する行為により取得した	3年以下の懲役・150万円以下の罰金 刑法その他の罰則の適用を妨げない	無	適用	適用
(71条) 国の機関、地方公共団体の機関の職員等	個人の秘密に属する特定個人情報記録された文書、図画又は電磁的記録	職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で収集した	2年以下の懲役・100万円以下の罰金	無	適用	不適用
(72条) 特定個人情報保護委員会の委員長、委員、事務局の職員(その職務を退いた者も同様)	職務上知ることのできた秘密	漏らし又は盗用した	2年以下の懲役・100万円以下の罰金	無	適用	不適用
(73条) 特定個人情報保護委員会から勧告に係る措置命令を受けた者	—	命令に違反した	2年以下の懲役・50万円以下の罰金	無	不適用	適用
(74条) 特定個人情報保護委員会から報告、資料提出、立入検査の求めを受けた者	—	報告等を拒否し、又は虚偽の報告等をした	1年以下の懲役・50万円以下の罰金	無	不適用	適用
(75条) 行為者	通知カード・個人番号カード	偽りその他不正の手段により交付を受けた	6月以下の懲役・50万円以下の罰金	無	不適用	適用

(出典：税理・2015.1)

➔ 特に注意すべきものは、個人番号利用事務等に従事する者等の特定個人情報ファイルの不正な提供である。

◆ 最も刑罰が重く、4年以下の懲役又は200万円以下の罰金である。

※ また、ここでいう特定個人情報ファイルは、複製・加工をしたものが含まれるので、特定個人情報ファイルに記載された個人番号の一部を別の記号や番号に変換すれば特定個人情報ファイルに該当しなくなるというわけではない。